

❖ 別表1 給付項目及び給付金額

給 付 項 目	給 付 事 項	金 額
結婚祝金	会員が結婚したとき（結婚とは民法に定める婚姻をいう。以下同じ）	20,000 円
銀婚祝金	会員が結婚して満 25 年を迎えたとき	10,000 円
金婚祝金	会員が結婚して満 50 年を迎えたとき	20,000 円
出生祝金	会員又は会員の配偶者が出産したとき	10,000 円
入学祝金	会員の子が小、中学校に入学したとき	5,000 円
還暦祝金	会員が満 60 歳になったとき	10,000 円
永年在会祝金	会員が入会して満 25 年に達したとき	5,000 円相当 (区内共通商品券)
死亡弔慰金	会員が死亡したとき	50,000 円
	会員の配偶者が死亡したとき	20,000 円
	会員の子が死亡したとき	10,000 円
	会員の親が死亡したとき	10,000 円
入院見舞金	連続して 7 日以上入院したとき ※年度 1 回	10,000 円
障害見舞金	身体障害者福祉法に定める身体状況になったとき 入会後初めて身体障害者手帳を取得したとき	20,000 円
住宅災害見舞金	会員の居住する家屋等に損害を受け、り災証明が発行されたとき	20,000 円

❖ 別表2 給付の種類及び提示（添付）証明書類

給付の種類	証 明 書 類	
結婚祝金	戸籍謄本又は婚姻届受理証明書	
銀婚祝金	婚姻 25 年経過後の戸籍謄本（夫婦が記載されているもの）	
金婚祝金	婚姻 50 年経過後の戸籍謄本（夫婦が記載されているもの）	
出生祝金	戸籍謄本又は母子手帳の出生届出済証明書（写）	
入学祝金	会員との親子関係及びお子様の生年月日の両方が確認できるもの ①母子手帳の出生届出済証明書（写） ②健康保険証（写）	
還暦祝金	住民票の抄本又は運転免許証など、生年月日が確認できるもの	
永年在会祝金	なし	
死亡弔慰金	会員死亡	死亡事項登載の戸籍謄本又は死亡診断書（写） 請求人と会員との続柄を証明するもの
	配偶者・親	死亡事項登載の戸籍謄本又は死亡診断書（写）、会員との続柄を証明するもの
	子	死亡事項登載の戸籍謄本、会員との続柄を証明するもの 流産、死産の場合は、医師の証明書又は死産受理証明書
入院見舞金	入院期間が記載されている病院の領収書又は診断書	
障害見舞金	身体障害者手帳	
住宅災害見舞金	消防署、市区町村発行のり災証明書	

（重要） 給付金を請求時に必要な書類は、写しをもって請求することができます。

※次の場合は、給付を制限または停止します。

- ・入院され退院することなく死亡された場合、また、退院後入院見舞金を請求しないで死亡された場合も入院見舞金を支給しません。死亡弔慰金のみの支給になります。
- ・会費の納入が滞っている会員からの請求には応じません。
- ・不正行為により給付を受けたときは、その返還を請求します。
- ・すべての見舞金・弔慰金は、給付事由の発生原因に災害救助法が適用されたときは給付しません。